



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F  
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2023 年 7 月 24 日(月)

## ストックオプションへの課税 Q&A

### 最終改訂版が公表されました

#### ストックオプションへの課税 Q&A 公表

2023 年 5 月 29 日に国税庁と経済産業省によるストックオプション税制説明会が開催されました。信託型ストックオプションについては行使時に給与課税として処理される旨が説明されましたが、その際に話題にあがった、税制適格ストックオプションの権利行使価額の設定に向けた株価算定方法についても、国税庁が公表したストックオプションに対する課税 (Q&A) の中で、具体的にいくつかのパターン例をあげて詳しく説明されています。

#### 今回の公表でより明確になったポイント

1 つ目に純資産法による株価算定は原則前期末 B/S ベースの純資産について算出するものとされました。しかし、以下のケースでは利用不可で仮決算が必要と明記されました。

- ・付与契約日が直前期末から 6 か月を経過し、かつ、その日の純資産価額 > 直前期末の純資産価額の 2 倍の場合
- ・直前期末からストックオプション付与契約日まで株式発行している場合

2 つ目に 1 円でのストックオプション発行が可能と明示されました。スタートアップでは、会社全体の純資産が正でも、黒字

化していても、ベンチャーキャピタルから優先株で資金調達をしている場合には、累積調達額を差し引いた純資産はマイナスになることが多く、国税庁が示す純資産法の計算によっては、行使価格 1 円の適格ストックオプションも設計可能になると思われていましたが、その理解で問題ないことが明記されました。

3 つ目に過去に発行した税制適格ストックオプションの再利用について明示されました。原則として、契約で定めた事項を変更した場合には税制適格ストックオプションに該当しないこととなります、としているものの、一定の条件のもと権利行使価額を引き下げる契約変更を認める旨が明示されています。

このQ&Aの更新と併せて、  
法令解釈通達も更新され、  
公表されています。

